

さいたま市告示第1161号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年7月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオンモール浦和美園

所在地 さいたま市緑区大字大門3710 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 名 称 イオンリテール株式会社

代表者氏名 代表取締役 井出 武美

住 所 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

イ 名 称 株式会社ファーストリテイリング

代表者氏名 代表取締役 柳井 正

住 所 山口県山口市佐山10717番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 50,593㎡

(変更後) 53,458㎡

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
平面駐車場	1,832台
屋上駐車場	800台
立体駐車場	368台
合 計	3,000台

(変更後)

位 置	収容台数
平面駐車場	1,586台
屋上駐車場	810台
立体駐車場	650台
合 計	3,046台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
店舗東側駐輪場	429台
店舗北側駐輪場	645台

店舗西側駐輪場	877台
店舗南側駐輪場	393台
合計	2,344台

(変更後)

位置	収容台数
店舗東側駐輪場	429台
店舗北側駐輪場	645台
店舗西側駐輪場	877台
店舗南側駐輪場 NO.1	410台
店舗南側駐輪場 NO.1	30台
合計	2,391台

(ウ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 504㎡

(変更後) 660㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 188㎡

(変更後) 220㎡

(4) 変更する年月日

令和6年2月23日

(5) 変更する理由

新設店舗棟建設に伴い、店舗面積の増加、駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量が変更となる計画のため。

2 届出年月日

令和5年6月22日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年7月6日から令和5年11月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年7月6日から令和5年11月6日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944